

R7年度林道事業の主要体系等一覧

R7.4現在
岩手県農林水産部森林保全課

- 1 事業主体
林道事業は、県営(代行含む)又は市町村等営(森林組合・森林組合連合会)の区分により実施するものとする。
※県有林に関するものは県営で実施する。

2 事業体系

区分	国事業名	事業区分	実施内容	補助率		県代行の場合		県代行以外の場合			採択基準				
						国	県	国	県			事業主体			
									償還基金補助	継足補助					
交付金	農山漁村地域整備交付金	育成林整備事業	森林管理道 森林施業道	林道開設	指定無し	45/100	国の補助金を除いた費用を県が負担。	45/100	15.3/100	1/100	国、県の補助金を除いた費用を事業主体が負担。	○ 利用区域内森林面積 50ha以上(過疎・特定・準特定は30ha以上)・森林施業道 10ha以上	○ 開設効果指数 0.9以上		
					過疎・振山	50/100		50/100				○ 全体計画延長 1km以上(過疎・特定・準特定は0.8km以上)・森林施業道の場合 延長0.2km以上			
		林道改良事業	改良	幹線	50/100	50/100	7.3/100	○ 利用区域森林面積 500ha以上(過疎・振山の場合 200ha以上)	○ 改良効果指数 1.2以上・その他 0.9以上						
				その他	30/100	30/100	15.3/100								
林道点検診断・保全整備事業	点検診断 保全整備	舗装	幹線	50/100	50/100	7.3/100	○ 利用区域森林面積 上記「改良」の「幹線」に同じ	○ 総事業費 2,400万円以上							
			その他	1/3	1/3	12.7/100			○ 利用区域森林面積 上記「改良」の「その他」に同じ						
			施設集約化	—	—	—	—	—	—	—	○ 林道台帳に登載された既設林道の橋梁、トンネル及びその他重要な施設を対象に健全性や耐震性に係る点検診断	○ 点検診断等の結果に基づき、測量・設計並びに施設の補修及び更新等を実施			
	新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)(旧地方創生道整備推進交付金)	—	森林基幹道 森林管理道	林道開設	—	—	1/2	—	—	—	○ 林道台帳に登載された林道施設のうち、施設集約化計画に基づく林道施設の撤去	○ 1箇所当たり事業費40万円以上、900万円未満			
				改良	—	—	30/100	—	—	—	○ 要件は農山漁村地域整備交付金に準じる	○ 地域再生計画の策定が必要			
				舗装	—	—	—	—	—	—	○ 上記「林道開設」に同じ				
					—	—	—	—	—	—	○ 上記「改良」に同じ				
					—	—	—	—	—	—	○ 上記「舗装」に同じ				
国庫補助	森林環境保全整備事業	林道整備事業	林業専用道	林道開設	指定無し	45/100	国の補助金を除いた費用を県が負担。	45/100	15.3/100	1/100	国、県の補助金を除いた費用を事業主体が負担。	○ 利用区域内森林面積 10ha以上	○ 開設効果指数 0.9以上		
					過疎・振山	50/100		50/100				○ 全体計画延長 0.2km以上			
					舗装以外	30/100		30/100				○ 当該路線の完成に伴い、当該路線を計画に含む森林経営計画等の計画区域内において森林環境保全直接支援事業による間伐等の実施が確実に見込まれること			
					舗装	1/3	1/3	12.7/100	○ 利用区域内森林面積 10ha以上	○ 1箇所当たり事業費 200万円以上	○ 改良効果指数 幹線1.2以上・その他0.9以上				
					開設	—	—	—	—	—	—	○ 要件は農山漁村地域整備交付金の「林道開設」に準じる	○ 要件は農山漁村地域整備交付金の「林道開設」に準じる		
					改良	—	—	—	—	—	—	○ ただし、峰越連絡林道の幹線林道の開設効果指数は1.2以上	○ 生産基盤強化区域への指定が必要		
					舗装	—	—	—	—	—	—	○ 開設により、走行時間を開設前と比較して10%以上削減すること	○ 開設により、走行時間を開設前と比較して10%以上削減すること		
					開設	指定無し	45/100	国の補助金を除いた費用を県が負担。	45/100	15.3/100	1/100	国、県の補助金を除いた費用を事業主体が負担。	○ 要件は「林業生産基盤整備道」の「開設」に準じる	○ 1箇所当たり事業費(改良事業のうち法面保全・局部改良) 200万円以上(上記以外の改良事業) 900万円以上	
					過疎・振山	50/100	50/100		○ 事業着手時から供用開始までの間に、地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において代替路として位置づけられる林道であること				○ 1箇所当たり事業費(改良事業のうち法面保全・局部改良) 200万円以上(上記以外の改良事業) 900万円以上		
					舗装	1/3	1/3		12.7/100				○ 地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において代替路として位置づけられている林道であること	○ 1箇所当たり事業費(改良事業のうち法面保全・局部改良) 200万円以上(上記以外の改良事業) 900万円以上	
					山村強靱化林道	改良(舗装を除く)	公道等に2箇所以上接続	50/100	国の補助金を除いた費用を県が負担。	1/2	7.3/100	1/100	国、県の補助金を除いた費用を事業主体が負担。	○ 幹線林道の場合、直接又は支線若しくは分線を経由して公道又は一般交通用に供する農道に2箇所以上に接続する林道であって、利用区域内森林面積50ha(過疎・振山の場合は30ha)以上であり、かつ、改良効果指数が0.9以上	○ 1箇所当たり事業費 3,000万円以上
						上記以外	30/100	30/100		15.3/100	○ その他林道の場合、利用区域内森林面積50ha(過疎・振山の場合は30ha)以上であり、かつ、改良効果指数が0.9以上				
			山村強靱化林道	舗装	公道等に2箇所以上接続	50/100	国の補助金を除いた費用を県が負担。	1/2	7.3/100	1/100	同上	○ 個別施設計画に基づく施設の老朽化対策	○ 1箇所当たりの事業費 40万円以上		
				上記以外	1/3	1/3		12.7/100	○ 林業生産基盤整備道、山村強靱化林道又は林業専用道において実施。			○ 林業生産基盤整備道、山村強靱化林道又は林業専用道については、利用区域の全部又は一部が効率的施業区域又は生産基盤強化区域と重複する路線			
			老朽化対策	—	—	—	—	50/100	7.3/100	1/100	同上	○ 林業生産基盤整備道又は林業専用道において実施	○ 1箇所当たりの事業費 40万円以上		
			機能回復	—	—	—	—	50/100	—	—	同上	○ 利用区域の全部又は一部が効率的施業区域と重複	○ 維持管理を行ってきたことが明らかであること		
			PCB対策	濃度分析調査	—	—	—	50/100	—	50/100	—	○ S41～S49(1966年～1974年)の期間に建設または塗装の塗り替えが行われた鋼製構造物(橋梁等)が対象	○ 令和9年3月31日までに実施されるものに限る		
				処理	—	—	—	—	—	—	—	○ 令和9年3月31日までに実施されるものに限る			
国庫補助	林道施設災害復旧事業			奥地林道(利用区域500ha以上)	基本補助率			65/100	—	—		※1 別に定める採択基準による ※2 林道災害復旧事業については、施設管理者が実施するものであること。			
			その他林道(利用区域500ha未満)	50/100											

下線部は昨年度から変更のあった箇所

- 3 県代行事業の要件については、以下のとおり
過疎地域自立促進特別措置法又は山村振興法により基幹道路として指定され、次の①～③の全てを満たしていることが必要であること
- ① 利用区域森林面積が50ha以上であること
 - ② 地域森林計画において指定道路として位置付けられていること
 - ③ 次のア～ウのいずれかに該当していること
 - ア 利用区域内に10戸以上の集落が存在していること
 - イ 国道、県道等の既設道路と連絡していること
 - ウ 市町村森林整備計画の「路網整備等推進区域」内に計画されていること
- 4 3の要件を満たさないものについては、市町村等営(森林組合・森林組合連合会)により実施するもの。